

学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、学校いじめ防止基本方針の策定について下記の通り定める。

『いじめの定義』:「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係のあるほかの生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているものとする。

- 1 学校は、誰もが安心して通える環境でなければならない。いじめを受けた生徒が、教育を受ける権利を侵害されたり、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼしたり、進路に対する悪影響等ないような環境作りに努める。
- 2 「いじめの定義」を明確且つ再確認することにより、「いじめ」・「暴力」を絶対に許さない、また、見逃さない雰囲気作りに努める。
- 3 「いじめは、どこの学校でも、どの生徒でも起こり得る」という危機意識をもって、生徒との語りこみ、教育相談等、定期的を実施し、教育相談係に相談し、適性検査のデータ等を参考にしながら、いじめの早期発見に努める。
- 4 教職員は、常にアンテナをたて、生徒に何か異変を感じたら、担任・家庭と連携し、事前に防止するようなカウンセリングと同時に予防・早期発見・早期解決に努める。
- 5 教育相談体制の充実と家庭・地域・関係諸機関との連携・協力により、いじめを絶対に見逃さない、また、いじめに向かっていく体制作りを図る。

□ いじめ等防止対策の組織

1 【組織】

委員長 校長

副委員長 副校長・法務部長

委員 両教頭・教務主任・生徒指導部長・教育相談係・レインボーサポート係
学科長・学年主任・生徒指導副部長・女性部長・女性副部長・養護教諭・
当該生徒担任及び部顧問・寮監（但し、学科長・女性部長・副部長・部顧
問・寮監等については、必要に応じて、招集するものとする。）

2 【委員会の役割】（いじめ問題等に関する対応について）

- (1) いじめではないかと判断した教職員は、決して見逃すことなく、担任・生徒指導部長に即時に報告し、事実の有無の確認をする。
- (2) いじめであると判断し、加害者と思われる生徒の聴き取りを行う場合は、事前に、保護者に連絡し、承諾を得た上で調査を開始する。なお、女子生徒の場合には、女子職員が対応し、原則として、男女に関わらず、一人だけでの対応は避ける。
- (3) いじめが発覚した場合、問題の大小に関わらず、生徒指導部長は、委員長に報告し、対応の手段について相談すると同時に、方法について指導を仰ぐ。状況に応じて、必要があれば、生活指導係り会並びに、「いじめ防止対策委員」を招集し、対処の方法について、話し合う。
- (4) 状況によっては、保護者召喚を実施し、問題の全容の説明と「謝罪の会の実施」・「二度と同じ事が繰り返されないように誓約」をさせる。（保護者連名の誓約書の提出を求める。）
- (5) 誓約書の提出があつたにも関わらず、同じ問題を繰り返した生徒については、厳しい指導措置も辞さない。

□ 重大事態が発生した場合の調査組織

- (1) 被害者・加害者双方の生徒の聴取と、その他、状況を把握している生徒の聴取をもとに、事実確認をし、聴取後の対応（保護者対応と経緯の整理等）と同時に、対応方針と指導措置について検討する。
- (2) 対外的な対応の窓口は、委員長（学校長）とし、委員長は、最終的な対外的な対応と報告書の提出を行う。
- (3) いじめの度合いによって、警察当局への連携が必要と判断した場合は、保護者の意向を尊重しながら、適切な対応をする。